

## 財務 VOL.35

## 【確定申告】今年の重点解説

今年も確定申告の時期が参りました。今号においては、確定申告の中でも、特に多くの先生方が適用を受けられると予想される「寄附金」関連の各種控除、また近年活況を呈している「金投資」に関する税制、この二点にスポットをあてて解説させていただきます。

### 寄附金控除

昨年は東日本大震災があり、義援金等の寄付をされた方も多いのではないのでしょうか。そのような寄付は、拠出先の対象によっては、所得税・住民税が軽減されます。

#### ①所得税の寄附金控除《所得控除》

通常であれば、国・地方自治体・独立行政法人・公益財団法人・社会福祉法人・国税庁長官の認定した NPO 法人等への寄付について、「**所得税**」の「**所得控除**」が認められます。

しかし、東日本大震災の寄附金については、**最終的に国・被害の著しい地方自治体に拠出されるもの**であれば、対象となります。具体的には、日本赤十字社・中央共同募金会・報道各社等が受け付ける寄附金(いわゆる義援金)が該当します。

[計算式] (寄附金-2,000円) × 所得税率 ※上限: 所得の40%

但し、震災関連寄附金を含む場合は上限が所得の80%に拡大

#### ②所得税の寄附金控除《税額控除》

公益社団法人・社会福祉法人・NPO 法人のうち、一定の要件を満たすものについては、①に代えて、「**税額控除**」を選択することができます。震災関連については、それらに加えて、**中央共同募金会の「災害ボランティア・NPO 活動サポート募金」として直接寄付した義援金、認定 NPO 法人に対する東日本大震災の被災者支援活動に特に必要な費用に充てるために行った寄附金**(地方国税局長の確認を受けたものに限られます)についても、「**税額控除**」を選択することができます。

[計算式] (寄附金-2,000円) × 40% ※上限: 所得税額の25%

#### ③住民税の寄附金税額控除 (基本控除額)

公益財団法人・社会福祉法人・NPO 法人等への寄附金には、「**住民税**」の「**税額控除**」が認められるものもあります。ただ、住民税の控除が認められる対象は、地方自治体が個別に指定するため、所得税と住民税で扱いが異なることがあります。所得税では何の控除対象にもならず、**住民税のみ控除が認められる場合には、税務署での確定申告とは別に各市区町村への申告が必要**となりますので注意が必要です。

[計算式] (寄附金-2,000円) × (都道府県税4% +

市区町村税6%) ※上限: 所得の30%

#### ④住民税の寄附金税額控除 (特例控除額)

平成20年より「ふるさと寄附金」の制度が創設されました。任意の地方自治体に対して寄付をすると、最大で寄付をした金額から2,000円を差し引いた金額が所得税・住民税から控除

されるという制度です。震災関連では対象が拡大され、**日本赤十字社や中央共同募金会等に東日本大震災の義援金として寄付**する場合、「ふるさと寄附金」と同様の控除が受けられます。**節税という観点では、この制度の適用が受けられる寄附金が最も有利です。**

[計算式] (寄附金-2,000円) × {90-寄附者の所得税の

最高税率(0~40)}% ※上限: 住民税の10%

- ※ 寄附金控除の適用を受けるには、領収証等が必要になります。
- ※ 寄附金控除は、対象によっては、一つの寄付に対して複数の計算方法が選択できます。詳しくは顧問税理士にご相談ください。

### 金投資

金価格の高騰に伴って、投資対象として金が注目を集めています。金**は取引の種類によって課税の方法が異なります。**

#### ①現物(金地金)取引の譲渡益

売却価額より購入価額と売却関連費用を差し引いて計算した譲渡益から、さらに50万円(特別控除)を差し引いた金額が「**譲渡所得**」として、**事業や給与の所得と合算して課税**されます。また、**保有期間が5年を超える場合には、50万円を差し引いた金額に2分の1を乗じて譲渡所得が計算**されます。

[計算式] 購入から5年以内: (譲渡益-50万円) ×

{所得税(5~40%) + 住民税10%}

購入から5年超: (譲渡益-50万円) × 1/2 ×

{所得税(5~40%) + 住民税10%}

#### ②先物取引の譲渡益

他の所得とは分離して、先物取引のみで税額が計算されます。**先物取引の決済により生じた利益金額に対して所得税15%・住民税5%**が課せられます。他方、損失が出た場合には他の所得から差し引くことはできませんが、確定申告をすることで損失を3年間繰り越すことができます。

[計算式] 譲渡益 × (所得税15% + 住民税5%)

#### ③金ETF(上場投資信託)

金ETFとは、その基準価格が現物である金地金の取引価格に連動するように設定し、**上場された投資信託**です。特徴としては、金地金の現物取引と異なり、信用取引によって投資資金の数倍の取引ができることや、現物保有のための手数料の必要がないこと等が挙げられます。**ETFによって得られた利益は上場株式等と同様の取り扱いになり、所得税7%及び住民税3%が課税**されます。他方、損失が出た場合には上場株式等の譲渡益と相殺することができますが、それ以外の所得とは相殺できません。また相殺後も残った損失は、確定申告をすることで3年間繰り越すことができます。

[計算式] 譲渡益 × (所得税7% + 住民税3%)